

ジャマイカにおける新型コロナ規制の緩和について (2022年3月18日以降)

ホルネス首相は3月18日からの新型コロナウイルス対策(緩和)を発表しました。概要は以下のとおりです。

1 継続される対策

- (1) コロナ陽性者の隔離措置
- (2) 手指の洗浄、衛生保持
- (3) 公共の場(スーパー、銀行、税務署等の閉鎖空間)でのマスク着用(4月15日まで)
- (4) ジャマイカ入国に際する、渡航前3日以内の事前検査(PCR検査、抗原検査)(4月15日まで継続)
- (5) イベント会場の参加人数制限を、これまでの50人から、収容可能人数の70パーセントに緩和

2 「義務」から「推奨」に変更されたもの

- (1) 上記以外の場所でのマスク着用は義務としないが、飲食を提供する施設での着用は推奨
- (2) フィジカルディスタンスの保持は義務としないが高く推奨
- (3) 一般的な予防措置や職場でのコントロール計画は義務としないが高く推奨
- (4) 夜間の外出禁止(午前0時から午後5時まで)は解除するが、不要不急の夜間外出は控えることを推奨